

令和5年度 堺市衛生研究所運営協議会 会議録

開催日時：令和6年2月29日（木）14:00～16:00

場 所：堺市保健医療センター 1階会議室（堺市堺区甲斐町東3丁2番6号）

出席委員：（敬称略 順不同）

尹会長、森委員、橘委員、大里委員、松浦委員、秋山委員、
田沢委員、龍野委員、東口委員、藤井委員、原田委員（11名）

欠席委員：佐々木副会長、小倉委員

傍 聴 者：0人

事 務 局：堺市衛生研究所（山本所長、野田次長、神藤総括研究員、田畑総括研究員、
三好総括研究員、中村主任研究員）

議 案：

1. 開会
2. 報告案件について

令和4年度堺市衛生研究所事業報告

- ・企画調整担当事業報告
- ・ウイルス検査担当事業報告
- ・細菌検査担当事業報告
- ・環境検査担当事業報告
- ・食品検査担当事業報告
- ・トピックス 新型コロナウイルス感染症

会 議 録：

1. 開会

会議の成立について

- ・堺市衛生研究所運営協議会規則第4条第2項により、委員の過半数の出席があり、会議が成立していることを確認した。

2. 報告案件について

令和4年度堺市衛生研究所業務報告

- ・企画調整担当事業報告

企画調整担当で令和4年度に実施した定常業務および、堺市衛生研究所健康危機対処計画(感染症)の策定、衛生研究所の建替えについて報告した。

定常業務は、① 庶務・経理（施設の維持管理、契約事務、予算・決算事務、人事事務、公有財産事務、窓口業務、手数料の徴収、各種統計など）、② 研修・啓発（夏休みこども体験学習、健康危機模擬訓練、保健所職員・大学等からの研修受入、衛研だよりの発行、年報の作成など）、③ 感染症情報センター（感染症発生動向調査の収集、解析、ホームページでの公開など）について報告した。

健康危機対処計画(感染症)は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、地域保健法の改正および地域保健法に基づく基本指針の改正により、令和5年度中に策定することとされた計画であり、堺市衛生研究所における当該計画の策定について報告した。

衛生研究所の建替えについては、北区新金岡にある府有地（敷地 5,820 m²）を令和4年度に取得し、堺区にある衛生研究所のほか、北区にある北消防署、北部地域整備事務所の3施設を複合配置すること、またそのスケジュール等について報告した。

・ウイルス検査担当事業報告

令和4年度に実施した試験検査（感染症発生動向調査事業に関する検査、食中毒関連ウイルス検査、エイズ予防対策事業に関する検査、感染症予防対策事業に関する検査、医動物検査）、調査研究、その他の業務について報告した。

調査研究は、「堺市内の環境水（下水）における下痢症ウイルス等汚染調査」や「不活化ポリオワクチン導入後のポリオウイルスサーベイランスに関する研究」などを実施していることを報告した。

・細菌検査担当事業報告

令和4年度に実施した試験検査（食中毒に関する検査、感染症に関する検査、食品衛生に関する検査、環境衛生に関する検査）、調査研究、その他の業務について報告した。

調査研究は、「堺市における腸管出血性大腸菌感染症の発生動向」や「堺市におけるカルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症及びバンコマイシン耐性腸球菌感染症の遺伝子検出状況」などを実施していることを報告した。

・環境検査担当事業報告

令和4年度に実施した試験検査（工場・事業場排水、公共用水域（河川水）等、地下水、浴場水、プール水、専用水道水に関する理化学検査）、調査研究、その他の業務について報告した。

調査研究は、「災害時等における化学物質の網羅的簡易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発」や「公共用水域における有機-無機化学物質まで拡張した生態リスク評価に向け

た研究」などを実施していることを報告した。

・食品検査担当事業報告

令和4年度に実施した試験検査（食品の規格・食品添加物などの理化学検査、家庭用品規制法に基づく理化学検査、いわゆる健康食品中の医薬品成分検査、食品苦情に関する検査）、調査研究、その他の業務について報告した。

調査研究は、「シガトキシン類の機器分析法の開発」や「ショウブ中に含まれる有効成分の測定」などを実施していることを報告した。

・トピックス 新型コロナウイルス感染症

トピックスとして、令和2年3月から現在に至るまでの堺市の新型コロナウイルス感染症発生状況や、当所での新型コロナウイルス感染症検査対応（リアルタイム RT-PCR 法による検査、新型コロナウイルス変異株 PCR 検査）について報告した。

3. 質疑応答・意見

・環境検査担当事業報告

委員)

水質検査において、有害物質が含まれている割合はどれくらいか。

事務局)

工場排水では多くない。

委員)

堺市内のすべての工場を検査しているのか。また、問題があれば指導するのか。

事務局)

本庁部局が対象の工場を回れるように計画している。

衛生研究所は検査機関なので、検査した結果を本庁部局へ返している。有害物質などが超えてはならない基準値以上検出されたら、本庁部局から事業者へ指導することになる。

・トピックス 新型コロナウイルス感染症

委員)

今、衛研で実施している新型コロナの検査はどこの依頼か。

事務局)

高齢者施設などのハイリスクグループにおいて集団感染があった場合などに、保健所から依頼がある。

委員)

保健所が、施設等に感染対策等が入り、検体を採取し衛生研究所で検査するのか。

事務局)

そうです。

委員)

今後新たに新興感染症が発生した際、衛生研究所ではどういう役割を担うか。

事務局)

現在、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、堺市衛生研究所健康危機対処計画を策定しているところであり、役割の部分も記載されている。今後の新興感染症についても、対処計画をもとに対応していくが、特に発生初期については、衛生研究所で検査を行うこととなっている。

また、建替えを控えているが、新興感染症のような有事の際に、出来るだけ多くの検査ができるよう、新施設を整備していく予定である。

加えて、検体の搬入方法など、保健所や医療機関と今後調整が必要な項目もある。運用方法については、対処計画策定後、詰めていく必要がある。

委員)

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、医療機関においても検査機器が多く整備されたが、新興感染症の場合、試薬が開発されないと検査が出来ない。実際新興感染症が発生した後、どれくらいの期間で試薬等が開発され、医療機関においても検査が可能になるのか。

事務局)

新型コロナウイルス感染症の際は、比較的初期に中国から配列情報が公開された。配列情報があれば、検査法開発自体はすぐに可能であるが、正確に検査結果が出せるかの検証をサンプルやウイルスを用いて行わなければならない。これらが国（感染研）で行われた後、堺市にも提供される。

ただし、その検査方法は汎用機器・試薬を用いたものなので、衛生研究所や大学病院などでは出来ないことが多い。医療機関等、検査を専用機器で行っているところでは、試薬メーカーが試薬を開発する必要がある。コロナの際は、一部のメーカーでは3月頃から試薬の販売を始めていた。

以上